

原子力委員会の法执行事務における審議への関与（暫定版）  
(案)

平成24年8月 日  
原子力委員会決定

原子力委員会は原子炉施設等の設置許可の際の意見提出や日本原子力研究開発機構の中期目標の策定の際の意見提出などいわゆる法执行事務を担っている。

これらの法执行事務の手続について、非常勤の原子力委員の所属している組織と直接の利害が関係する場合については以下のとおりとする。

（原子力委員会の法执行事務における審議への関与）

- ・ 非常勤の原子力委員の所属している組織と直接の利害が関係する場合には、当該原子力委員はその審議、決定に関与しないものとする。

（参考）原子力委員会におけるいわゆる法执行事務の例

●原子炉施設等の設置許可の際の意見

- ・ 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）抄

第二十四条（略）

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

●日本原子力研究開発機構の中期目標策定の際の意見

- ・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）抄

第二十五条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。